

付 録

平成18年9月定例市議会運営日程

会期	月 日	曜日	内 容
1	9月 6日	水	◎ 本 会 議 ○ 署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 市政概要報告 ○ 議案上程
2	9月 7日	木	◎ 休 会
3	9月 8日	金	◎ 休 会
4	9月 9日	土	◎ 休 会
5	9月10日	日	◎ 休 会
6	9月11日	月	◎ 本 会 議 ○ 一般質問
7	9月12日	火	◎ 休 会 ○ 一般質問
8	9月13日	水	◎ 本 会 議 ○ 一般質問 ○ 議案質疑・請願陳情上程 —— 付託
9	9月14日	木	◎ 休 会 ○ 午前10時 総務文教委員会 午後 1時 経済厚生委員会
10	9月15日	金	◎ 休 会 ○ 午前10時 中海問題調査特別委員会 終了後 空港・基地問題調査特別委員会
11	9月16日	土	◎ 休 会
12	9月17日	日	◎ 休 会
13	9月18日	月	◎ 休 会（敬老の日）
14	9月19日	火	◎ 休 会（諸作業日）
15	9月20日	水	◎ 本 会 議 ○ 各委員長報告 ○ 決算議案上程

議決結果一覧

〔議案〕

議案第58号	専決処分の承認を求めることについて	9月6日	承認
議案第59号	専決処分の承認を求めることについて	9月6日	承認
議案第60号	教育委員会委員の任命について	9月6日	同意
議案第61号	教育委員会委員の任命について	9月6日	同意
議案第62号	公平委員会委員の選任について	9月6日	同意
議案第63号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	9月6日	同意
議案第64号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	9月6日	同意
議案第65号	平成18年度境港市一般会計補正予算（第5号）	9月20日	原案可決
議案第66号	平成18年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）	9月20日	原案可決
議案第67号	平成18年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	9月20日	原案可決
議案第68号	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	9月20日	原案可決
議案第69号	境港市心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について	9月20日	原案可決
議案第70号	境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	9月20日	原案可決
議案第71号	境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	9月20日	原案可決
議案第72号	境港市介護予防事業の手数料の徴収に関する条例制定について	9月20日	原案可決
議案第73号	境港市ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月20日	原案可決

〔決算議案〕

議案第74号	平成17年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第75号	平成17年度境港市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第76号	平成17年度境港市駐車場費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第77号	平成17年度境港市下水道事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査

議案第78号	平成17年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第79号	平成17年度境港市老人保健費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第80号	平成17年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第81号	平成17年度境港市深田川土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第82号	平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第83号	平成17年度境港市介護保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査
議案第84号	平成17年度境港市汚水処理施設整備費特別会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	閉会中の 継続審査

〔陳情〕

陳情第20号	認定こども園の拙速な創設に反対する意見表明を求める陳情	9月20日	不採択
陳情第21号	酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情	9月20日	趣旨採択
陳情第22号	品目横断的経営安定対策に関わる陳情	9月20日	趣旨採択
陳情第23号	最低保障年金制度に関する陳情	9月20日	採択 意見書提出
陳情第24号	被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める陳情	9月20日	採択 意見書提出
陳情第25号	米軍艦船入港に関する事前説明と非核証明書提出を求める陳情	9月20日	不採択
陳情第26号	障害者の生活と福祉の危機打開を求める陳情	9月20日	採択 意見書提出

〔議員提出議案〕

議員提出議案第6号	地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての決議	9月20日	原案可決
議員提出議案第7号	「基地対策予算の増額等を求める意見書」の提出について	9月20日	原案可決
議員提出議案第8号	「産業の地方分散を目的とする法整備を求める意見書」の提出について	9月20日	否決

議員提出議案第9号	「被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」の提出について	9月20日	原案可決
議員提出議案第10号	「最低保障年金制度の創設を含む、年金制度の抜本的改正を求める意見書」の提出について	9月20日	原案可決
議員提出議案第11号	「障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書」の提出について	9月20日	原案可決

議員提出議案第6号

地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての決議

公的年金特別控除の縮小、老年者控除の廃止、老年者の住民税非課税措置の廃止、定率減税の半減など一連の税制改正で、大変な負担増が高齢者世帯の暮らしを圧迫している。

今回の税制改正は、国民健康保険税や介護保険料にも連動し、新たな負担となるとともに、非課税世帯（者）だったものが課税世帯（者）となることで、非課税世帯（者）としてこれまで受けてきた、さまざまな福祉サービスや負担軽減措置から排除されるという問題も起きている。

事態は、高齢者や低所得者にとって耐えがたいものとなっており、市において、今回の税制改正で新しく課税世帯（者）になったものについては、引き続き非課税世帯（者）に対する福祉サービスや各種負担軽減が図られるよう措置されたい。

以上、決議する。

平成18年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員	南	條	可代子
	森	岡	俊夫
	岡	空	研二
	荒	井	秀行
	下	西	淳史
	松	下	克
	定	岡	敏行
	松	本	熙

議員提出議案第7号

「基地対策予算の増額等を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年9月20日 提出

提 出 者

境港市議会議員	南	條	可代子
	森	岡	俊 夫
	岡	空	研 二
	荒	井	秀 行
	下	西	淳 史
	松	下	克
	定	岡	敏 行
	松	本	熙

基地対策予算の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々な問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 8 号

「産業の地方分散を目的とする法整備を求める意見書」
の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 20 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 松 下 克
長 谷 正 信
永 井 章

産業の地方分散を目的とする法整備を求める意見書

戦後半世紀、我が国の社会資本整備は国土の全域に進展を見たところである。しかしながら、その一方で、都市と地方との格差の拡大は、極めて深刻な地域社会の空洞化を生んだ。

こうした中、地方税制の改正は、税の負担増や軽減措置の除外で、高齢者や低所得者層の暮らしに少なからぬ影響を与えている。

近時、国と地方の税財源の配分、加えて消費税率の改定が将来の解決策として議論されているが、これで、地方の自立や住民の不安解消が図れるものとは言い難い。あくまでも、雇用や所得を底上げる地域経済の推進が不可欠である。

従って、都市部に集積した企業の地方誘導の政策立案を真剣に検討すべきである。

よって、政府においては、社会格差の是正、産業の地方分散を目的に、税制等の法整備を速やかに確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第9号

「被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を
求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員	南	條	可代子
	森	岡	俊夫
	岡	空	研二
	荒	井	秀行
	下	西	淳史
	松	下	克
	定	岡	敏行
	松	本	熙

被爆者援護法改正及び原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

1994年に制定された「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」は、原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに医療・福祉などについての保障を規定したもののだが、その認定査定に用いられる「D S 8 6」に基づく基準は、原爆投下直後に入市被爆者や遠距離被爆者などを保障の対象から除外するものとなっている。

こうした原爆症認定基準の不備については、先頃の大阪地裁及び広島地裁の原爆症認定控訴の判決において厳しく指摘されている。またこの被爆者援護法は日本国内に在住する被爆者のみに適用され、在外被爆者に対しては法が適用されない現状である。

また、直接被爆でないにしても、被爆二世・三世などは被爆に起因する遺伝的な疾病や障害を起す可能性があるという報告や実際に原爆小頭症や悪性新生物などに苦しむ人々が存在するという事実がある。

よって、政府においては、被爆者救済の視点に立ち、現行審査基準や現行法制によって救済の対象から外れている高齢化する被爆者、在外被爆者、被爆二世・三世などに対する国の責任を明確にした上で、以下に挙げるような適切な施策を講じることを強く要望する。

- (1) 在外被爆者や二世・三世など現行制度で救済の対象から外れている人たちを含めた包括的な救済を可能とする被爆者援護法の改正を求める。
- (2) 現行の所謂「D S 8 6」に基づく原爆症認定基準を改め、間接被爆（黒い雨、黒い塵なども含めた残留放射能の影響を受けている入市被爆者、遠距離被爆者）も考慮に入れた認定基準の確立を求める。
- (3) 被爆者の高齢化を鑑み、原爆症患者の救済を最優先する観点から、原爆症集団訴訟に対する控訴の取り下げを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第10号

「最低保障年金制度の創設を含む、年金制度の抜本的改正を求める
意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年9月20日 提出

提出者

境港市議会議員 森 岡 俊 夫
岡 空 研 二
荒 井 秀 行
下 西 淳 史
松 下 克
定 岡 敏 行
松 本 熙

最低保障年金制度の創設を含む、年金制度の抜本的改正を求める意見書

国におかれては、一昨年、年金「改革」法を定め、実施された。しかし、その後の不正減免事件などによる社会保険庁への不信感増大が、年金制度そのものへの不信を助長するなど、年金制度への信頼回復はいまだ進んでいない。

よって、政府においては、この際、年金制度の空洞化などの諸問題を根本的に解決し、年金制度に対する信頼を取り戻すため、税方式による最低保障年金制度の創設も含む、制度全体の抜本的改正を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 11 号

「障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書」の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 20 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 森 岡 俊 夫
岡 空 研 二
荒 井 秀 行
下 西 淳 史
松 下 克
定 岡 敏 行
松 本 熙

障害者の生活と福祉の危機打開を求める意見書

障害者自立支援法は平成18年4月に施行、この間、利用者は応益負担という新たな環境の中で様々な困難に直面してきた。

また、各種事業の管理運営についても、利用サービスの質的低下や混乱を招くことが強く懸念される。

さらには、障害者の生活を支えてきた地域事業についても、存続問題が起こるなど事態は極めて深刻な状況である。

よって、政府においては、現場の実情や実態を賢察のうえ、本制度の抜本的な改善を図られるよう強く要望する。

記

1. 制度利用の抑制傾向に鑑み、無理のない応能負担に改善すること。
2. 障害程度区分は、障害の実態や利用者のニーズを反映させること。
3. 生活支援事業については、地域の実情に合わせ財政基盤の確立を図ること。
4. 「市町村障害福祉計画」に基づき基盤整備の財政支援を強化すること。
5. 小規模作業所やデイサービス事業等は、基準・報酬の見直しを図り持続性を保つこと。
6. 職員の不安定雇用をなくし、施設管理の安定・サービスの質に留意すること。
7. グループホームの閉鎖がないよう管理運営に努めること。
8. 児童デイサービスの役割を評価し事業継続に努めること。
9. 障害児福祉の契約制や応益負担は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。